

令和5年度岡山県介護職員初任者研修受講支援事業費補助金Q & A

I 補助の対象について

Q 1 これから勤務をする予定の人も対象となるか。

A 1 事前登録の時点で雇用予定の方でも、交付申請の時点で補助事業者との雇用関係が確認できれば補助の対象となります。ただし、**翌年度の4月1日以降に採用予定の人は対象となりません**。（例 令和6年3月31日研修修了、令和6年4月1日採用）

Q 2 県内で初任者研修を修了し、県外で勤務している場合は対象となるか。

A 2 対象外です。県内の事業所で勤務している方が対象となります。

Q 3 勤務形態がアルバイトや非常勤職員等、常勤では無い場合は補助対象となるか。

A 3 交付申請の段階で補助事業者との雇用関係が確認できれば、補助の対象となります。

Q 4 勤務形態が派遣社員の場合は補助対象となるか。

A 4 対象外です。派遣社員は交付要綱に定める事業者の従業者には該当しないため。

Q 5 (1) 令和5年3月に開講し、令和5年4月に修了する研修（令和4年度から令和5年度にまたがるもの。補講等で年度をまたぐ場合も含む。）は対象となるか。
(2) 令和6年3月に開講し、令和6年4月に修了する研修（令和5年度から令和6年度にまたがるもの）は対象となるか。

A 5 初任者研修の修了した日の属する年度で判断します。
(1) 令和5年度の補助金の対象となります。その場合、令和5年4月1日から研修修了日までの期間に補助金交付申請事前登録届（以下「事前登録届」という。）を提出し、事前登録を受けて下さい。
(2) 令和5年度の補助金の対象となりません。令和6年度も事業が継続している場合に限り、対象となることがあります。

Q 6 既に研修が修了している場合は対象となるか。

A 6 対象となりません。研修開始までに事前登録を受けることが原則であり、やむを得ず開始前に登録を受けられない場合は、遅くとも研修修了日までに必ず事前登録を受けて下さい。

Q 7 補助事業者自らが実施する初任者研修に、その従業者を受講させる場合は対象となるか。

A 7 補助事業者自らが実施する初任者研修を受講させた場合でも、岡山県介護職員初任者研修受講支援事業実施要領（以下「要領」という。）の別表に定める書類を提出すれば対象となります。

Q 8 従業者が外国籍の場合は補助の対象となるか。

A 8 要領の別表に定める書類を提出すれば、国籍を問わず対象となります。

Q 9 国のキャリアアップ助成金等、他の補助金を受けている場合は対象となるか。

A 9 介護職員初任者研修の受講経費及びテキスト代に関する補助を受けている場合は対象外となります。

Q 10 従業者に対して受講経費を貸し付けた場合、その貸付金は補助の対象となるか。

A 10 対象外です。一定の年数勤務しなかった場合に返済させる等の条件を付し、全額を従業者に給付した等の場合も同様に対象外となります。

II 対象経費について

Q 11 就職活動中等で勤務をしていない人が、自費で受講した場合は対象となるか。

A 11 事業者に対する補助事業ですので、個人での補助申請はできません。補助事業者が直接支払った経費又は補助の申請時点で雇用されている方に対して支払った経費が

対象となります。

Q 1 2 補講代や交通費等は対象となるか。

A 1 2 対象外です。対象となるのは研修機関に支払った受講料及びテキスト代のみとなります。

Q 1 3 従業者が受講経費 7 万円を負担しているが、当該職員を雇用する事業者が、資格取得助成費等の名目で従業者に 2 万円支給した場合は対象となるか。

A 1 3 事業者が負担した 2 万円についてのみ対象となります。宛名が当該従業者宛となっている受講経費の領収書の写し及び、補助事業者が当該職員に支払った支給金（給与・賃金・諸手当等と明確に区別されているもの）に関する明細書等の写しを添付してください。

Q 1 4 実際の申請額が、事前登録時の金額と異なる場合でも補助金は交付されるか。

A 1 4 交付されます。現に 1, 0 0 0 円未満の端数を切り捨てる補助金のため、事前登録時と申請額が異なる場合が大半です。
ただし、**事前登録時と実際の申請額が大きく異なる場合は、県まで連絡**してください。

Ⅲ 申請について

Q 1 5 どうすれば補助を受けられるのか。事前登録とはこういった手続きか。

A 1 5 補助の交付申請をする手続きとして、事前登録が必要です。
事前登録届に研修受講（予定）者の氏名や受講期間等を記入し、原則として研修開始前に県へ提出してください。
県は届出内容等を確認の上、補助金交付申請事前登録通知書（以下「事前登録通知書」という。）を送付します。事前登録通知書を受け取った事業者は、従業者に研修を受けてもらい、研修を修了した時点で県へ補助金の交付申請を行ってください。

Q 1 6 事前登録通知書が送付されない場合があるのか。

A 1 6 介護職員初任者研修以外の研修を受講する場合、事前登録届を提出いただいた時点で県予算を超えている場合、事前登録届を提出した時点で研修がすでに修了している場合等においては、事前登録通知書は送付されません。

過去において、事前登録されたにも関わらず、正式な交付申請を行わなかった（その旨を県へ連絡しなかった）事業所に対しては、事前登録を受け付けない場合があります。

Q 1 7 以下の場合、事前登録届の提出はどのようになるか。

1. 事前登録の時点で受講予定者としていた従業者が退職し、別の従業者が研修を受講した場合
2. 研修受講開始日が従業者により異なる場合

A 1 7 1. 受講した従業者名等を記載した事前登録届を、研修開始前までに**再度提出**してください。
2. 研修受講開始日までの事前登録であれば、研修受講開始日が異なる従業者分をまとめて提出いただけます。

Q 1 8 事前登録届では5人の従業者を登録していたが、実際には3人しか受講しなかった場合、再度事前登録届を提出する必要はあるのか。

A 1 8 **受講修了者が事前登録届の人数より減る場合は、県の担当者へ必ずご連絡下さい。**
事前登録届を再度提出する必要はありません。交付申請は研修修了の実績に応じて行ってください。
また、事前登録届に名前の無い従業者が受講した場合は、研修が修了する前に事前登録届を提出し、県からの事前登録通知書の送付後、補助金の申請をしてください。

IV その他必要となる資料について

Q 1 9 受講経費を銀行振込やコンビニで支払ったため、振込明細や振り込み受領書等しか無い場合は申請可能か。また、クレジットカード払いの場合はどうか。

A 1 9 領収書の写しが必ず必要ですので、研修事業者へ領収書の発行を依頼してください。クレジットカード払いの場合も同様に領収書の写しが必要となります。

Q 2 0 正式交付申請時に必要な“完納証明書”とはどういった書類か。

A 2 0 “県徴収金等の滞納がないこと”を証明する書類です。
各県民局の税務部へ納税証明書交付申請書を提出の上、発行を申請してください。

Q 2 1 正式交付申請時に必要な“研修を受講した従業者の雇用が確認できる書類”について、社会保険証を持っていない従業者の場合はどうしたらよいか。

A 2 1 事業所との雇用関係が確認できる書面であれば代用が可能です。
【雇用確認書・雇入通知書・労働条件通知書など】
その場合、所属の事業主・法人名と労働者の氏名の記載（それぞれ押印があることが望ましい）が必要です。